

苦情解決体制

目的 社会福祉事業に経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針に基づき、設置するものであり、苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援すると共に苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑、円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることを目的とする。

はくちょう保育園	苦情解決責任者	園長 西川 直文
	苦情受付担当者	主任保育士 藤枝 文代
特別養護老人ホーム ふるさと苑 ショートステイサービス ふるさと苑 デイサービスセンター 里の家 在宅介護支援センター ふるさと苑 特別養護老人ホーム 第二ふるさと苑里休 ショートステイサービス 第二ふるさと苑里休	苦情解決責任者	施設長 西川 章久
	苦情受付担当者	事務長 石原 聡 事務次長 平野 剛
特別養護老人ホーム ふるさと苑 ショートステイサービス ふるさと苑	苦情受付担当者	主任生活相談員 戸田 陽子
特別養護老人ホーム 第二ふるさと苑里休 ショートステイサービス 第二ふるさと苑里休		主任生活相談員 阿部 政利
デイサービスセンター 里の家		主任生活相談員 大谷 明義
第三者委員		税理士 竹脇 博夫 高澤 石栄

令和6年4月1日